

子どもが一人の人格として尊重され、最善の利益を受けられるために。 ▶▶▶ 条例第3条

子どもが常識を持ち、広い視野と豊かな国際感覚を養えるよう支援をしていきましょう。

子どもに信頼される市民として

子どもは、個性や他者との違いが認められ、その尊厳と権利が尊重されます。同時に、社会の一員として成長に応じた責任と役割を学んでいく存在です。

子どもは保護者を含めた大人の姿・行動を見ながら成長します。すべての大人は、子どもの成長に影響を与えていることを認識することが必要です。

子どもは社会の宝、未来への希望であるとの認識のもと、私たち市民が力を合わせ、子どもが誇りを持つことのできるまちをつくりましょう。

学校等の役割

教育の場として子どもの多様な能力、可能性を伸ばし、豊かな人間性と社会性を持つ成人へ育てていきましょう。保護者や地域の人々と連携を図ることも、子どもを育む環境づくりにつながります。

▶▶▶ 条例第6条

●キーワード
学校等とは、保育所、幼稚園、小学校、中学校のほか、ろう学校、養護学校を対象としています。

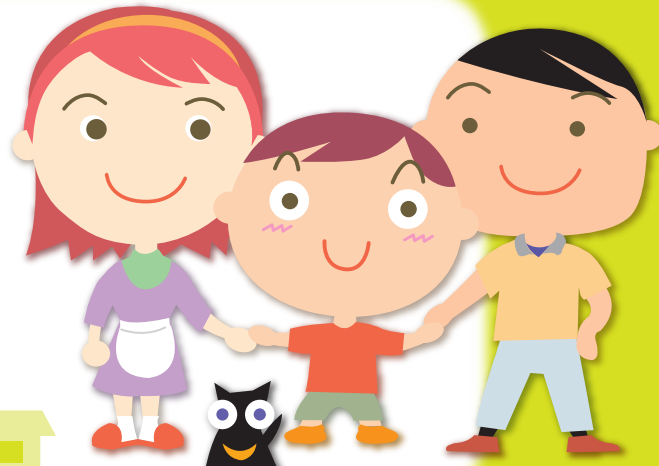


保護者の役割

子どもにとって一番身近な社会人でもある保護者は、子どもの人格形成や行動に責任を持ち、基本的な生活習慣や社会のルールを身につけさせることに努めてください。

▶▶▶ 条例第5条

●キーワード
保護者とは親権を行う者、未成年後見人その他の者（里親、児童福祉施設の長など）で、子どもを現に監督し、保護するものをいいます。



企業等の役割

子どもの保護者を雇用している企業等は、保護者と子どもがふれ合う機会を阻害しない環境づくりに配慮し、職場体験活動といった、子ども育成の取り組みに協力しましょう。

▶▶▶ 条例第8条

●キーワード
企業等とは、市内で事業活動を行う個人または法人のことをいいます。

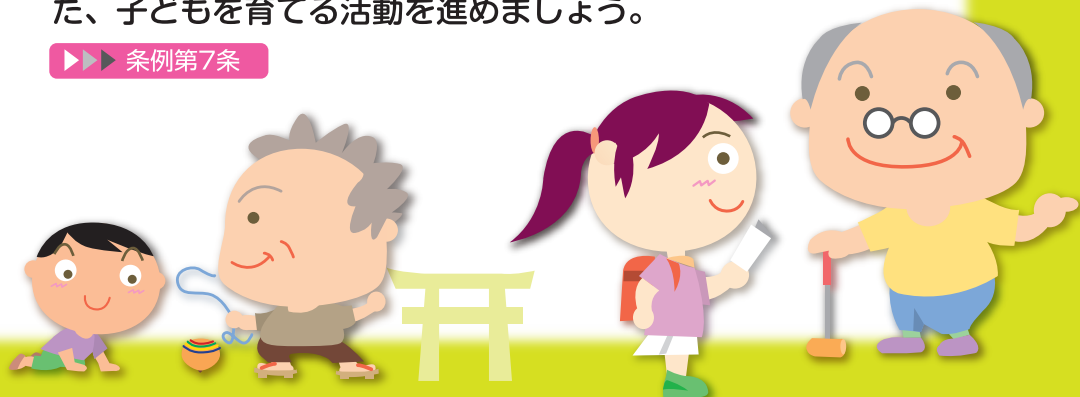


地域等の役割

身近にいる子どもに関心を持ってふれ合い、地域の親睦を深めましょう。生活や自然、社会学習といった、子どもを育てる活動を進めましょう。

▶▶▶ 条例第7条

●キーワード
地域等とは、町内会自治会などの地縁に基づく団体のほか、子どもの育成に関わりのあるボランティア団体、NPO（特定非営利活動）法人などを対象としています。



佐世保市の責任と役割

子どもの育成活動に関わる市民間の調整役として円滑な連携を図り、社会全体で子どもを育むのに必要な施策の策定～実施を行います。 ▶▶▶ 条例第9～15条

- 主な取り組み
- 子どもの健康保持と安全に暮らせる環境整備
 - 子どもに関する相談体制の充実
 - 子どもの虐待防止体制の充実
 - 子育て支援
 - 子どもの育成に関する活動への支援
 - 子どもの社会参加の促進

▶▶▶ 条例第9条

●キーワード
市民とは、市の区域内に居住する者および市の区域外から市内へ通勤、通学するものをいいます。（子どもを除く）



虐待

市は虐待防止のための体制充実に努めます。そして早期発見、保護には子どもへの市民のみなさしが必要で、ご協力ください。

▶▶▶ 条例第12条

